

青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害の認定及び給付金の
算定に関する基準

(趣旨等)

- 第1 青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策要綱(以下「対策要綱」という。)第3条第1項に規定する経済的被害(「以下「風評被害」という。)の有無の認定及び同項に規定する青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金(以下「給付金」という。)の額の算定を適正に行うため、この基準を定める。
- 2 青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会(以下「認定委員会」という。)は、対策要綱第3条第3項の規定により、知事から意見を求められたときは、この基準に基づき、風評被害の有無の認定及び給付金の額の算定を行い、知事に報告するものとする。

(定義)

- 第2 この基準において使用する用語は、対策要綱、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会の組織及び運営に関する要綱又は青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金支給要領において使用する用語の例による。
- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 申請期間 申請者が風評被害を受けたとする期間をいう。
- (2) 申請対応期間 原則として申請期間前5年間における当該申請期間に対応する期間をいう。
- (3) 認定期間 申請者が風評被害を受けたと認定委員会が認定した期間をいう。
- (4) 認定対応期間 原則として認定期間前5年間における当該認定期間に対応する期間をいう。

(風評被害の認定)

- 第3 認定委員会は、申請者が風評被害を受けたと認めるときは、風評被害が発生したこと(風評被害が発生した期間を含む。以下同じ。)を認定する。
- 2 前項の規定による認定は、別表1第1欄に掲げる業種に応じ、それぞれ同

表第 2 欄に掲げる調査及び確認を行い、その結果を総合的に判断して行うものとする。

- 3 認定委員会は、別表第 1 第 2 欄に掲げる調査及び確認の方法により風評被害の有無を認定することが適当でないとき、認定委員会が適当と認める必要な調査及び確認を行い、その結果を総合的に判断し、風評被害の有無の認定を行うことができる。

(給付金の算定)

- 第 4 認定委員会は、第 3 第 1 項の認定を行ったときは、給付金の額を算定する。

- 2 前項の給付金の額の算定は、別表 2 第 1 欄に掲げる業種の同表第 2 欄に掲げる販売の方法等に対応する同表第 3 欄に掲げる算式より行うものとする。

- 3 認定委員会は、別表第 2 第 3 欄に掲げる算式の方法により給付金の額を算定することが適当でないとき、認定委員会が適当と認める算式により給付金の額の算定を行うことができる。

(その他)

- 第 5 第 1 から第 4 までに定めるもののほか、風評被害の有無の認定又は給付金の額の算定に関し必要な事項は、認定委員会の意見を聴いた上で、知事が別に定める。

附 則

この基準は、平成 16 年 3 月 30 日から施行する。

別表 1

第 1 欄	第 2 欄
農畜産業	<p>1 風評の発生の確認</p> <p>(1) 特定支障除去等事業の実施において、事件又は事故が発生した場合、公的機関による不確定な情報の公表がなされた場合等において、マスメディアによる報道がなされたとき等風評の発生が明らかに特定されるときは、当該風評の内容、期間等の調査及び確認を行う。</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合は、次のいずれかに掲げるものに対して、申請期間の風評の有無について、調査を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">全国農業協同組合連合会青森県本部（以下「全農青森県本部」という。）等の県内全域を統括する出荷団体 出荷先市場の関係者 申請者と直接取引をする小売業者又は加工業者 申請者に生産を委託した業者</p> <p>2 価格下落等の事実の確認</p> <p>1により風評の発生が確認された場合には、1(2)の から までのいずれかに掲げるものに対して、農畜産物の価格下落の有無、農畜産物の価格下落と風評との因果関係等について調査を行い、次に掲げる確認方法により価格の下落等の事実の確認を行うものとする。</p> <p>(1) 確認方法 1</p> <p style="padding-left: 40px;">販売形態</p> <p style="padding-left: 40px;">申請者が農業協同組合（以下「農協」という。）等に委託し、同一市町村の他の生産者の同種農畜産物とともに県内又は県外の市場等で当該同一の市町村産として販売する場合</p>

確認方法

次の算式により算定した申請期間における出荷先市場等での当該市町村産の農畜産物の月別平均販売単価と当該申請期間における当該出荷先市場での市場全体の当該農畜産物の月別平均販売単価との差が、申請対応期間における出荷先市場等での当該市町村産の農畜産物の月別平均販売単価と当該申請対応期間における当該出荷先市場での市場全体の当該農畜産物の月別平均販売単価との差と比較して最大であり、当該農畜産物の月別平均販売単価の下落が著しいことを確認する。

算式

$$(p_1 - p_2) < (p_3 - p_4)$$

(符号の説明)

p_1 - 申請期間における出荷先市場等での当該市町村産の農畜産物の月別平均販売単価

p_2 - 申請期間における出荷先市場等での市場全体の農畜産物の月別平均販売単価

p_3 - 申請対応期間における出荷先市場等での当該市町村産の農畜産物の月別平均販売単価

p_4 - 申請対応期間における出荷先市場等での市場全体の農畜産物の月別平均販売単価

(注) 月別販売単価は、出荷先市場、出荷先市場が含まれる市場群、近隣市場、販売単価の指標となる市場の単価等から最適な資料を使用する。

(2) 確認方法 2

販売形態

申請者が申請に係る農畜産物を県内の市場等で直接販売する場合

確認方法

次の算式により算定した申請期間における出荷先市場等での申請に係る農畜産物の月別平均販売単価と当該申請期

間における当該出荷先市場での市場全体の当該農畜産物の月別平均販売単価との差が、申請対応期間における当該出荷先市場等での申請者の農畜産物の月別平均販売単価と当該申請対応期間における当該出荷先市場等での市場全体の当該農畜産物の月別平均販売単価との差と比較して最大であり、当該農畜産物の月別平均販売単価の下落が著しいことを確認する。

算式

$$(p_1 - p_2) < (p_3 - p_4)$$

(符号の説明)

p_1 - 申請期間における出荷先市場等での申請に係る農畜産物の月別平均販売単価

p_2 - 申請期間における出荷先市場等での市場全体の農畜産物の月別平均販売単価

p_3 - 申請対応期間における出荷先市場等での申請者の農畜産物の月別平均販売単価

p_4 - 申請対応期間における出荷先市場等での市場全体の農畜産物の月別平均販売単価

(注) 月別販売単価は、出荷先市場、出荷先市場が含まれる市場群、近隣市場、販売単価の指標となる市場の単価等から最適な資料を使用する。

(3) 確認方法 3

販売形態

申請者が申請に係る農畜産物を加工業者等に直接販売する場合

確認方法

次の算式により算定した申請期間における申請に係る農畜産物の月別平均販売単価と当該申請期間における加工業者等の農畜産物の月別平均買入単価との差が、申請対応期間における申請者の農畜産物の月別販売単価と当該申請対応期間における加工業者等の農畜産物の月別平均買入単価

との差と比較して最大であり、当該農畜産物の月別販売単価の下落が著しいことを確認する。

算式

$$(p_1 - p_2) < (p_3 - p_4)$$

(符号の説明)

p_1 - 申請期間における申請に係る農畜産物の月別平均販売単価

p_2 - 申請期間における加工業者等の農畜産物の月別平均買入単価

p_3 - 申請対応期間における申請者の農畜産物の月別平均販売単価

p_4 - 申請対応期間における加工業者等の農畜産物の月別平均買入単価

(注) 月別販売単価、月別買入単価は、出荷先の加工業者、同一業種の加工業者、販売単価の指標となる単価等から最適な資料を使用する。

(4) 確認方法 4

販売形態

ア 申請者が農畜産物を消費者等に直接販売する場合

イ 申請者が農畜産物を農協等に委託して卸売業者、小売業者、加工業者に直接販売する場合等

確認方法

ア 申請者の申請期間における申請に係る農畜産物の月別平均販売単価が申請対応期間における申請者の農畜産物の月別平均販売単価とを比較して、当該農畜産物の月別平均販売単価の下落が著しいことを確認する。

イ 他の生産地の同種類、同規格、同品質の農畜産物の月別平均販売単価と比較できる場合は、申請に係る農畜産物の月別平均販売単価が他の生産地の農畜産物の月別平均販売単価と比較して、その下落の程度が著しいことを確認する。

	<p>(5) 確認方法 5</p> <p>販売形態</p> <p>申請者が加工業者等から委託を受けて農畜産物を生産し、委託収入を得ている場合</p> <p>確認方法</p> <p>ア 申請者の申請期間における申請に係る農畜産物の売上額が申請対応期間における申請者の農畜産物の売上額と比較して、下落が著しいことを確認する。</p> <p>イ 同地域若しくは近隣地域の同業種又は関連業種の申請期間における農畜産物の売上額が申請対応期間の農畜産物の売上額と比較して、下落が著しいことを確認する。</p> <p>ウ 申請者の申請期間における申請に係る農畜産物の売上額の状況が、県内全体若しくは県内の他の地域の同業種又は関連業種の申請期間の農畜産物の売上額の状況と比較して、その下落の程度が著しいことを確認する。</p>
<p>農畜産業以外の業種</p>	<p>1 風評の発生の確認</p> <p>(1) 特定支障除去等事業の実施において、事件又は事故が発生した場合、公的機関による不確定な情報の公表がなされた場合等において、マスメディアによる報道がなされたとき等風評の発生が明らかに特定されるときは、当該風評の内容、時期等の調査及び確認を行う。</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合には、次のいずれかに掲げるものに対して、申請期間の風評の有無について、調査を行うものとする。</p> <p>青森県商工会連合会、青森県観光連盟等の県内全域を統括する関係業種の団体</p> <p>商工会、観光協会等の該当市町村又は近隣の関係業種の団体</p> <p>出荷先の業者</p> <p>市町村の関係課</p>

2 利用者又は売上額の減少の事実の確認

同地域又は近隣地域及び県内の他地域の同業種又は関連業種の業者等に対して、利用者又は売上額の減少の有無、利用者又は売上額の減少と風評との因果関係等について調査を行い、次に掲げる確認方法により利用者又は売上額の減少の事実の確認を行うものとする。

(1) 確認方法 1

営業形態

旅館業（民宿による営業を含む。以下同じ。）、観光施設の営業

確認方法

ア 申請期間における申請者の施設の利用者数が、申請対応期間における当該申請者の当該施設の利用者数と比較して、減少が著しいことを確認する。

イ 同地域又は近隣地域の同業種又は関連業種の申請期間における申請者の施設と同種の施設の利用者数が、申請対応期間における当該同種の施設の利用者数と比較して、減少が著しいことを確認する。

ウ 申請期間における申請者の施設の利用者数の状況が、県内全体又は県内の他地域の同業種又は関連業種の申請期間における申請者の施設と同種の施設の利用者数の状況と比較して、その減少の程度が著しいことを確認する。

(2) 確認方法 2

営業・販売形態

土産販売業、農産加工品製造業その他の業種

確認方法

ア 申請期間における申請者の業の売上額が、申請対応期間における当該申請者の当該業の売上額と比較して、下落が著しいことを確認する。

イ 同地域又は近隣地域の同業種又は関連業種の申請期間における売上額が、申請対応期間における売上額の推移と比較して、下落が著しいことを確認する。

ウ 申請期間における申請者の業の売上額の状況が、申請期間における県内全体又は県内の他地域の同業種又は関連業種の売上額の状況と比較して、その下落の程度が著しいことを確認する。

別表 2

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
農畜産業	申請者が農協等に委託し、同一市町村の他の生産者の同種農畜産物とともに県内又は県外の市場で当該同一の市町村産として販売する場合	<p>算式</p> $(p_1 \times q - p_2) \times n$ <p>(符号の説明)</p> <p>p_1 - 認定期間における出荷先市場等での市場全体の申請に係る農畜産物の月別平均販売単価</p> <p>q - 認定対応期間における出荷先市場等での当該市町村産農畜産物の月別平均販売単価を、当該認定対応期間における出荷先市場等での市場全体の農畜産物の月別平均販売単価で除して得た値の平均値</p> <p>p_2 - 認定期間における出荷先市場等での当該市町村産の農畜産物の月別平均販売単価</p> <p>n - 認定期間における農畜産物の月別出荷量</p> <p>(注) 月別平均販売単価は、出荷先市場、出荷先市場が含まれる市場群、近隣市場、販売単価の指標となる市場の単価等から最適な資料を使用する。</p>

<p>申請者が申請に係る農畜産物を県内の市場等で直接販売する場合</p>	<p>算式</p> $(p_1 \times q - p_2) \times n$ <p>(符号の説明)</p> <p>p_1 - 認定期間における出荷先市場等での市場全体の農畜産物の月別平均販売単価</p> <p>q - 認定対応期間における出荷先市場等での申請者の農畜産物の月別平均販売単価を、当該認定対応期間における出荷先市場等での市場全体の農畜産物の月別平均販売単価で除して得た値の平均値</p> <p>p_2 - 認定期間における出荷先市場等での申請者の農畜産物の月別平均販売単価</p> <p>n - 認定期間における農畜産物の月別出荷量</p> <p>(注) 月別平均販売単価は、出荷先市場、出荷先市場が含まれる市場群、近隣市場、販売単価の指標となる市場の単価等から最適な資料を使用する。</p>
<p>申請者が申請に係る農畜産物を加工業者等に直接販売する場合</p>	<p>算式</p> $(p_1 \times q - p_2) \times n$ <p>(符号の説明)</p> <p>p_1 - 認定期間における加工業者等の農畜産物の月別平均買</p>

	<p>入単価</p> <p>q - 認定対応期間における申請者の農畜産物の月別平均販売単価を、同期間における加工業者等の農畜産物の月別平均買入単価で除して得た値の平均値</p> <p>p₂ - 認定期間における申請者の農畜産物の月別平均販売単価</p> <p>n - 認定期間における農畜産物の月別出荷量</p> <p>(注) 生産に係る飼料、生産資材等に要した費用単価を減じて得た額が販売単価である場合には、当該販売単価に当該費用単価を加えて得た額を販売単価とする。</p>
<p>1 申請者が農畜産物を消費者等に直接販売する場合</p> <p>2 申請者が農畜産物を農協等に委託して卸売業者、小売業者、加工業者に販売する場合等</p>	<p>算式</p> $(p_1 - p_2) \times n$ <p>(符号の説明)</p> <p>p₁ - 認定対応期間における農畜産物の月別平均販売単価</p> <p>p₂ - 認定期間における農畜産物の月別平均販売単価</p> <p>n - 認定期間における農畜産物の月別出荷量</p>

	<p>申請者が加工業者等から委託を受けて農畜産物を生産し、委託収入を得ている場合</p>	<p>算式</p> $r_1 - r_2$ <p>(符号の説明)</p> <p>r_1 - 認定対応期間における農畜産物の月別平均粗利益(最大値と最小値を除く。)の平均</p> <p>r_2 - 認定期間における農畜産物の月別平均粗利益</p> <p>(注)原則として、申請者が公的機関に提出した確定申告書、決算書類等を使用する。</p>
<p>農畜産業以外の業種</p>		<p>算式</p> $r_1 - r_2$ <p>(符号の内容)</p> <p>r_1 - 認定対応期間の月別平均粗利益(最大値と最小値を除く。)の平均</p> <p>r_2 - 認定期間の月別平均粗利益</p> <p>(注)原則として、申請者が公的機関に提出した確定申告書、決算書類等を使用する。</p>